

密封包装食品を製造する事業者の皆さま

密封包装食品製造業の対象食品 が令和3年11月18日に変わりました

食品衛生法施行規則（以下「省令」）が改正され、「密封包装食品製造業」の許可を要しない食品が新たに追加されました。
下記の食品を密封包装する場合は、管轄の保健所に営業届出をする必要があります。

※ 届出営業に該当する業種を複数営んでいる場合は、代表的な業種の届出をしてください。
※ すでに代表的な業種を届出ている場合は、追加の届出は不要です。

営業届出の対象となる食品

【省令第66条の10に定める食品】

- 玄米、**精米** * 赤字が新たに追加された食品
- 麦類、焙煎麦
- そばの実
- コーヒー生豆、焙煎コーヒー豆
- 茶
- はちみつ
- 乾しいたけ
- 落花生（生鮮のものとゆでたものを除く。）
- 節類、削節類 ※
- 焼きのり
- 乾燥パン粉
- ゼラチン
- 焼ふ
- 顆粒状または粉末状の食品
- 顆粒状または粉末状の食品を圧縮成形した食品
- 顆粒状または粉末状の食品をカプセルに入れた食品
- 上記に列挙する食品を混合した食品
- 食酢

※ 「水産製品製造業」や「食品の小分け業」の許可が必要な場合があります。

要許可業種

営業許可申請が必要

（密封包装食品製造業 等）

- ◆ 密封包装食品（営業届出の対象となる食品を除く。）の製造を行う営業者

要届出業種

営業届出が必要

- ◆ 密封包装食品（省令第66条の10に規定する食品を密封包装したものの）の製造を行う営業者

今後ご要望に応じて省令に食品を追加していきます。
追加の手続きはこちら▼

【URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/sho_kuhin/syokuchu/01_00005.html



※営業届出には **経過措置** を設けています！

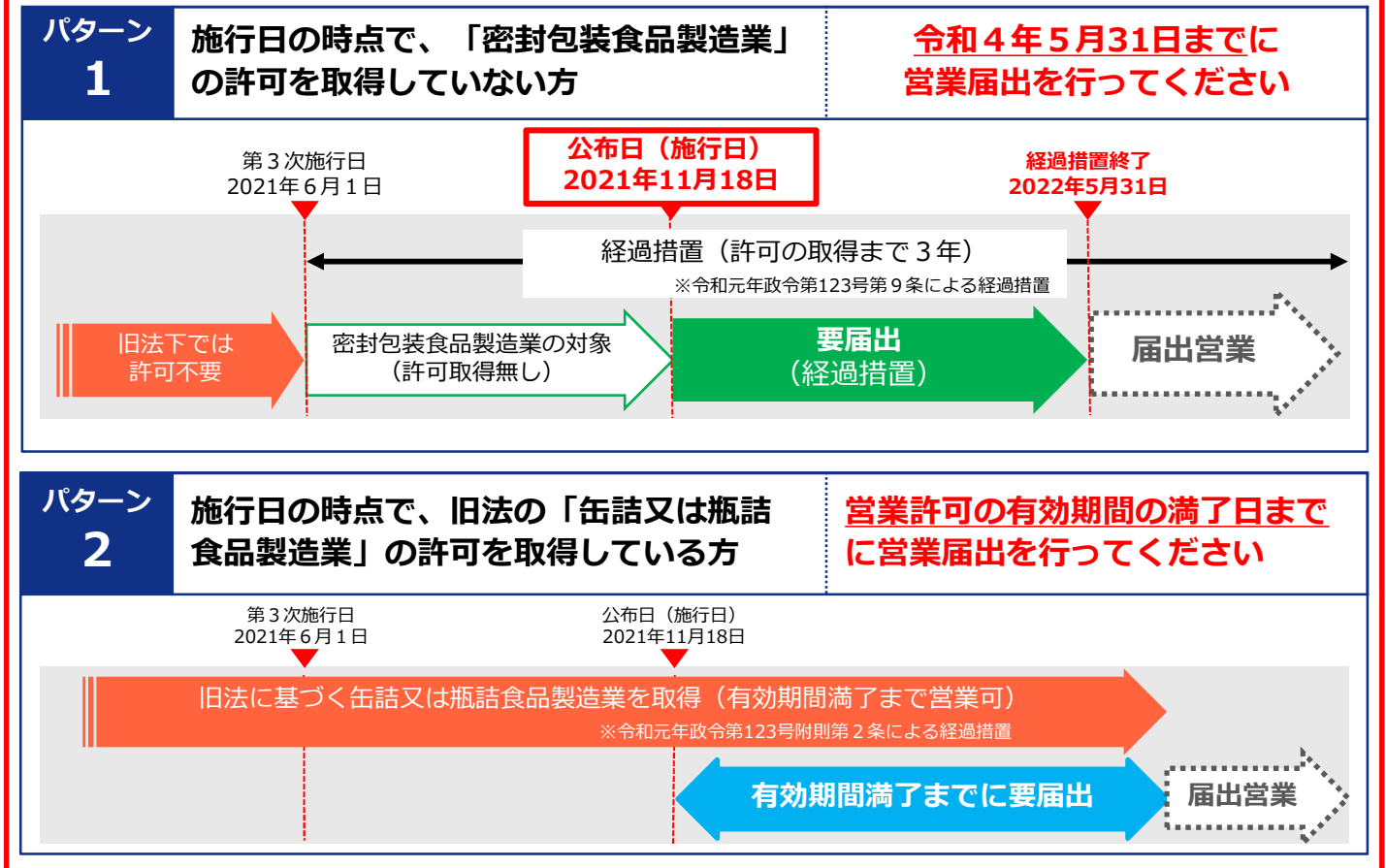
詳しくは裏面へ

営業届出の手続き期間と経過措置

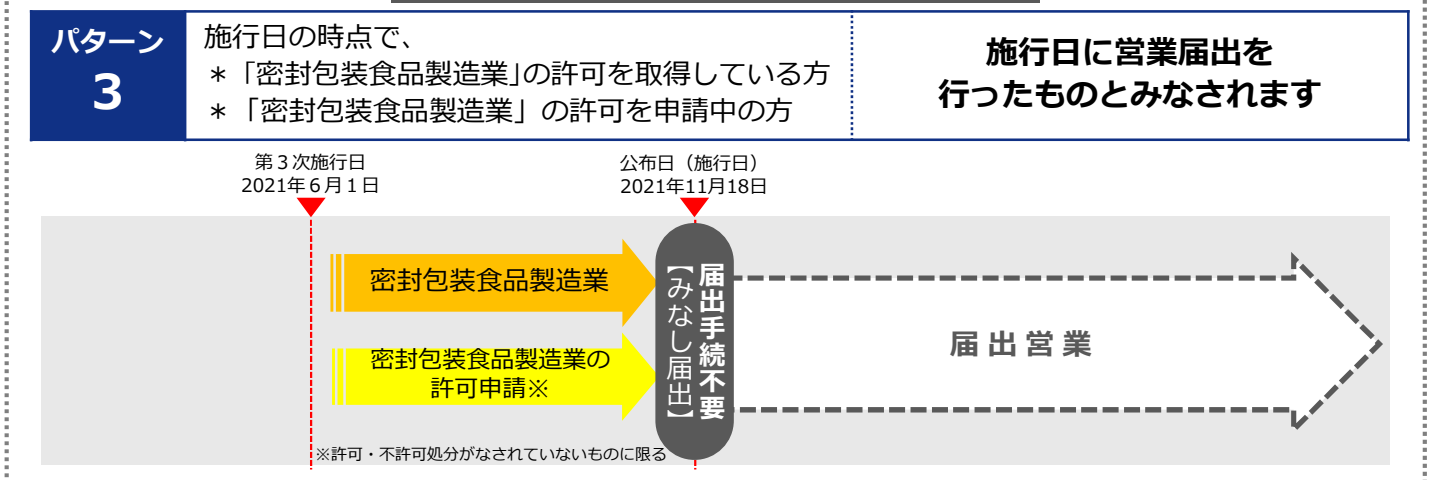
新たに省令に追加された食品を密封包装する場合は、営業届出が必要です。

※省令に追加されていない食品を密封包装する場合は、引き続き「密封包装食品製造業」の許可の対象です。

手続きが必要です



手続きは不要です



【食品衛生申請等システム】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00012.html

